

議案第 19 号

太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び
事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条
例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、
設備及び運営の基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改
正する。

目次中「第15条―第17条」を「第15条・第16条」に、「第18条・第19条」を「第
17条・第18条」に、「第20条・第21条」を「第19条・第20条」に、「第22条・第
23条」を「第21条・第22条」に、「第24条・第25条」を「第23条・第24条」に、
「第26条・第27条」を「第25条・第26条」に、「第28条」を「第27条・第28条」
に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のた
め、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等
の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当
たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情
報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第11条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、
地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条を削る。

第17条中「第7条の規定」を「第7条及び第11条の規定」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護」との次に「、第11条中「指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とを加え、同条を第16条とする。

第7章中第18条を第17条とする。

第19条中「第16条の規定」を「第11条の規定」に、「第16条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」」を「第11条中「指定地域密着型通所介護事業者」」に改め、同条を第18条とする。

第8章中第20条を第19条とする。

第21条中「第16条の規定」を「第11条の規定」に、「第16条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」」を「第11条中「指定地域密着型通所介護事業者」」に改め、同条を第20条とする。

第9章中第22条を第21条とする。

第23条中「第16条の規定」を「第11条の規定」に、「第16条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」」を「第11条中「指定地域密着型通所介護事業者」」に改め、同条を第22条とする。

第10章中第24条を第23条とする。

第25条中「第16条の規定」を「第11条の規定」に、「第16条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」」を「第11条中「指定地域密着型通所介護事業者」」に改め、同条を第24条とする。

第11章中第26条を第25条とする。

第27条中「第16条の規定」を「第11条の規定」に、「第16条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」」を「第11条中「指定地域密着型通所介護事業者」」に改め、同条を第26条とする。

第12章中第28条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第27条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(基準省令第3条の10第1項(第18条、第37条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)、第95条第1項、第116条第1項及び第135条第1項(第169条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾及び締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、基準省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間は、第3条第3項中、「講じなければならない」とあるのは「講じるように努めなければならない」とする。